

令和7年度 いじめ防止基本方針

東京都立立川国際中等教育学校附属小学校は、「いじめ防止対策推進法」（以下「推進法」）及び文部科学省が定める「いじめの防止等のための基本方針」、そして「東京都いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、「東京都立立川国際中等教育学校附属小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）を定める。

I 基本理念

- いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- いじめは、どこでも、どの児童にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- 児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添う。

「いじめ」の定義＝児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

とともに、家庭・地域や東京都教育委員会をはじめとする関係機関等との連携により、これを解決する。

II 組織等の設置

（１）いじめ防止対策委員会

① 設置の目的

いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処に、学校が組織的に取り組むために設置する。

② 所掌事項

- ア いじめの指導に関する校内研修の実施
- イ 道徳教育及び人権教育の充実（いじめに関する教育内容を盛り込んだ指導計画の立案、内容の精選等）
- ウ いじめ防止のための啓発活動の推進（朝会・集会での講話、保護者会・書面での取組の紹介・掲載等）
- エ 児童対象の定期的なアンケート調査
- オ 保健室及びスクールカウンセラーとの連絡調整及び相談体制の整備
- カ 関係機関、専門家との相談・連携
- キ（いじめが発生した場合）いじめに係わる児童の指導、及び保護者への支援と助言
- ク 重大事態への対処（事実関係を明確にするための調査の実施、学校の設置者が行う調査への協力、教育委員会又は知事への報告等）

③ 会議

- ア 年間3回の定例会議を実施する。
- イ 早急に対応すべき事案が生じた場合には、緊急の会議を速やかに設定し実施する。

④ 構成メンバー 校長・副校長・生活指導主任・教務主任・各学年主任・養護教諭・ スクールカウンセラー ※必要に応じて関係職員

Ⅲ 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

① 人権教育、道徳教育、探究的な学びなどの充実

- ア 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校「人権教育全体計画」に基づき、各教科、特別の教科道徳、特別活動などにおける実践を具体的に推進する。
- イ 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校「道徳教育全体計画」に基づき、全教育活動において「いじめ防止」に取り組むとともに、道徳科の時間における指導において、特に思いやりの心や自他の生命を尊重する心情、判断力、実践意欲、態度等を育む。
- ウ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、「探究的な学び」における協働での学びや体験的な活動を充実する。

② 特別活動の充実

いじめ防止に求められる児童自らの行動変容を促すために、学級活動で話し合い活動の充実を図る。

③ 保護者、地域との連携

- ア 家庭における児童の様子を把握するために、各学級における家庭との連携を推進するとともに、相談窓口としてのスクールカウンセラーの相談事業を周知し、推進する。
- イ 地域における児童の様子を把握するために、学校運営連絡協議会の活動を有効に活用するとともに、関係諸機関との日常の連携を一層推進する。

④ 情報モラルに関する指導、セーフティ教室等の充実

- ア インターネットを通じたいじめは、目に見えにくいという特色があることに留意し、情報モラルに関する知識・理解を深め、その問題を自ら考えることができるようにする情報モラル教育を推進する。
- イ 児童が生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断等の道徳性を身に付けることや、健全育成の活性化及び充実を図ることをねらいとして、セーフティ教室や道徳授業地区公開講座を工夫して、保護者や地域関係者との連携を促進する機会とする。

⑤ 校内の組織的な取組の推進

- ア 保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー）との連携調整及び相談体制を整備する。
- イ いじめに関する教職員対象の校内研修を進め、共通した有効な取組を推進する。

(2) 早期発見のための取組

① 教育相談体制の充実

- ア 学級担任、専科教員等の教員から気になる情報を得た場合には、必ず学年で共有する。
- イ 必要に応じ、生活指導部会、いじめ防止対策委員会に報告し、スクールカウンセラーとの連携を図りながら、情報を詳細に把握する。

② ふれあい月間

- ア ふれあい月間に合わせて、6月、11月に児童同士の友人関係や日頃の教員の指導を見直す機会として、いじめや不登校等の早期発見・早期対応、及び未然防止、課題の改善につながる取組を行う。
- イ 全児童に対するアンケート調査を実施し、本人、周りの児童からのいじめの訴えについては、個別に聞き取り調査を行う。
- ウ 本人の訴えに対しては、必ず保護者に連絡を取り、連携を図る、

③ 欠席調査

- ア 連続3日間の欠席から、長期欠席に関する調査の対象とし、管理職に報告する。
- イ 理由が明確でない場合には、継続調査の対象とする。

④ 生活指導夕会の実施

月2回、全教職員で児童に関する情報を共有する。

(3) 早期対応のための取組

- ① 早期発見の取組において、どれか一つによってでもいじめ、又はいじめの疑いがあると認知した場合には、即時対応を始める。
- ② いじめ防止対策委員会による学校全体での組織的な対応方針決定する。
- ③ 学校サポートチームの開催、及び警察・児童相談所等との連携、協力要請等を行う。
- ④ 方針に基づいて以下に留意して速やかに対応を進める。
 - ア 被害児童の速やかな安全確保（全教員による見守り、声掛け、授業以外の活動・登下校を含めた状況把握）、教育を安心して受けられる環境の確保、及びスクールカウンセラー等による心のケアを図る。
 - イ 加害児童に対する速やかで、組織的・継続的な指導・観察、及びその保護者への状況に応じた対応と指導を図る。
 - ウ いじめを知らせた児童等への安全確保（全教員による見守り、声掛け、授業以外の活動・登下校を含めた状況把握）、教育を安心して受けられる環境の確保を図る。
- ⑤ 教育委員会への報告を適宜進める。
- ⑥ 次期調査等により、いじめ防止対策委員会において解消を確認し、対応を終了する。
- ⑦ その後も状況に応じて当該児童本人への確認を適宜行う。

(4) 重大事態への対応

- ① いじめにより児童の生命や財産が脅かされる重大事態の発生は、何としても防がなければならないが、重大事態が発生した場合には、組織的に速やかに対応を図る。
- ② 被害児童の保護及びケア
 - ア 担任、学年主任、他の教員、管理職を含めた複数の教員で保護をする。
 - イ スクールカウンセラーによる心のケアを図る（保護者を含む）。
 - ウ 関係機関との連携しながら家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアを図る。
 - エ 保健室登校等緊急避難措置の対応を図る。
- ③ 加害児童の指導と観察
 - ア 別室での学習を実施する。
 - イ 状況により警察に相談する。
 - ウ 懲戒の検討と決定を図る。
 - エ 関係機関との連携による、児童及び保護者に対するケアを図る。
- ④ いじめ対策緊急保護者会を開催する。
- ⑤ 東京都教育委員会への報告と連携を図る。
- ⑥ 福祉機関、医療機関等と連携を図る。
- ⑦ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザースタッフ」との連携を図る。
- ⑧ 推進法第 28 条及び第 30 条に基づく、「いじめ問題対策委員会」による調査、再調査（東京都いじめ防止対策推進条例第 11 条、第 12 条）の実施に協力して取り組む。

Ⅳ 教職員研修計画

(1) いじめの指導に関する校内研修（年3回）を実施する。

- ① 未然防止のための取組に関する研修
- ② 早期発見の取組に関する研修
- ③ 早期対応の取組に関する研修

(2) 児童の情報を共有する生活指導全体会を設定する。

Ⅴ 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 学校通信の配布、または保護者会での説明による「学校基本方針」の周知徹底を図る。

(2) スクールカウンセラー通信への記載による保護者相談の実施及びその方法の周知徹底を図る。

Ⅵ 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 関係機関による講演などを校内研修に積極的に導入し、日常的な連携を図る。

(2) スクールサポーターとの情報共有の機会を活用するとともに、避難訓練・防災訓練などでの警察との連携を日常的に図っていく。

(3) 学校運営連絡協議会でいじめ防止の取組についての情報提供をし、理解と協力を得る。

Ⅶ 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 「ふれあい月間」アンケートの年2回＋3学期実施のアンケートの実施結果の分析、スクールカウンセラーの業務報告、各担任による児童の記録などを2月末までに照合する。

(2) 学校運営連絡協議会の評価アンケート（11月実施）にいじめ防止の取組に関する項目を入れる。

(3) 上記（1）から（2）までの結果を3月中旬までに集計・検討し、1年間のいじめ防止等の学校の取組の効果を検証する。その結果によって、いじめ防止基本方針の改善を図る（3月末まで）。